



第4次総合計画まちづくり講演会
「エジプト文明からみた地球環境」
～古代と現代のまちづくり～

吉村作治 1943年東京都生まれ。カイロ大学考古学研究所に留学後、早稲田大学第1文学部を卒業。'66年に早稲田大学古代エジプト調査隊を組織し発掘活動開始。今日までに歴史に残る数々の発見があり、近年は王家の谷・西谷や、ラムセス2世の王子の葬祭殿発掘調査などを手掛けている。

また、人工衛星により遺跡を発見するという世界初の快挙も成し遂げた。

現在、早稲田大学古代エジプト調査室室長。著書・テレビ出演も多数。

- ◇と き 2月6日(土)
午後1時～2時30分
- ◇と ころ シティプラザ美濃加茂
- ◇講 師 吉村作治教授(早稲田大学)
- ◇入 場 料 無料
- ◇定 員 300人(先着順)

*申し込みは不要。聴講希望の人は、当日会場へ。

シティホテル美濃加茂の土地建物などを購入

商業ビルとしてスタート

市は「美濃加茂都市開発株式会社」の解散に伴い、美濃太田駅前を中心市街地活性化のためシティホテル美濃加茂の土地・建物などを購入しました。

昨年12月に開催された市議会第4回定例会において、シティホテルの建物・物品などの財産の取得や新しい会社への財産の貸し付けなど、ホテル関連の4議案が可決されたもので、これによりホテルを取得。4階以上のホテル部分については、新しく設立された「株式会社シティホテル美濃加茂」と賃貸借契約を締結し、民間会社によるホテル経営がスタートしました。

また、市が直接管理する1階から3階までの施設は「シティプラザ美濃加茂」として商業振興の一翼を担う施設として出発しました。

中心市街地の活性化を促進

市は、これまで美濃太田駅前の市街地再開発事業、駅前通り商店街近代化事業など中心市街地の活性化を図ってきました。また、美濃太田駅の南北地区を一体化した駅周辺整備事業も南北自由通路の完成などによって大きく前進。駅北商業団地・中部台地など新しい世紀を見通したまちづくりが進むなかで、シティホテルをまちづくりの拠点施設として取得。建物全体を商

業ビルとして利用し、今後中心市街地の活性化を図っていくことになりました。

美濃加茂都市開発株式会社から取得した財産の内訳は、土地3億1886万5千円、建物7億3619万1千750円、構築物437万8500円、物品2649万7555円、購入総額は消費税を含み10億8593万2805円となります。

ホテル部分を新会社に賃貸

市が買収した建物のうちホテ

ル部分の経営を引き継ぐ民間の新会社「株式会社シティホテル美濃加茂」が12月1日に設立されました。この会社は、美濃太田駅前から「ホテルの灯を消さない」という熱意を持った経済関係者をはじめ、多くの市民の皆さんにより設立された会社で、設立時における資本金は2千万円（400株・1株5万円）。この会社との賃貸借契約は、ビル総面積6460平方メートルのうち3567平方メートル（2階フロント・事務室・3階厨房・4階から8階まで）と器具・備品など。

貸付料は、市民生活の向上と産業経済の振興を図るため広く市民などを対象として設立された会社であり、経営の安定に資するため2年間減額することに決まりました。

減額後の貸付料は、第1期営業年度（平成10年12月25日から平成11年11月30日）は年額500万円、第2期営業年度（平成11年12月1日から平成12年11月30日まで）は1500万円です。なお、不動産鑑定による貸付料は年額3100万円。

改修工事費などを補正

商業ビルスタートに伴う平成10年度一般会計補正予算は、総額2597万8千円。電気・水道のメーター設置など改修工事

広報10月1日号以降の経過

シティホテル美濃加茂の土地建物などの購入について、広報みのかも10月1日号で報告後の主な経過は次のとおりです。

11月14日 「美濃加茂都市開発株式会社」の臨時株主総会が開かれ、「ホテルの土地・建物・備品の市への売却」「11月末での営業停止と12月末の会社解散」などの3議案を議決。正式に「美濃加茂都市開発」の解散が決定。

11月29日 ホテルの経営を引き継ぐ民間の新会社の創立株主総会が開かれ、新会社「株式会社シティホテル美濃加茂」が12月1日に発足。

12月4日 市議会第4回定例会において会社清算にあたり出資金の配当は全く見込みないことを明らかにし、市所有株式4800株（額面2億4千万円）を代表清算人に譲渡する議案を提出し、同日可決。

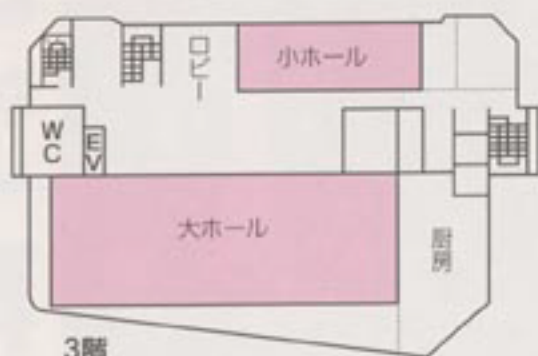
12月16日 開会中の市議会第4回定例会に建物・物品などの購入や建物の貸付料などホテル関連の4議案を追加提出。12月24日に可決。

12月25日 「美濃加茂都市開発株式会社」から土地建物など購入。同日「株式会社シティホテル美濃加茂」と賃貸借契約を締結し、建物の一部を貸し付け。



▼シティプラザ美濃加茂使用料金表（消費税込み）

ホール	大ホール	基本料金（3時間）	29,400円
		追加料金 1時間につき	9,800円
	小ホール	基本料金（3時間）	10,200円
		追加料金 1時間につき	3,400円
テナント施設	1 階	1平方メートルにつき	月額 1,800円
	2 階	1平方メートルにつき	月額 1,500円
商業インキュベータ施設		1平方メートルにつき	月額 900円



3階

費1200万円のほか電気料や空調費用などで、収入は、建物賃付料・プラザ使用料565万9千円を見込んでいます。

3階までは「シティプラザ美濃加茂」

1階と2階は、商業テナント施設と商業インキュベータ施設（新規開業向け貸店舗）として出店希望者に賃貸。3階は、多目的ホールとして結婚式・集会・会議・イベント・パーティなど多角的に利用できる場として貸し出します。

使用料金は、左記の使用料金表のとおりです。

商業インキュベータ施設の使用料金は、新たに開業しようとする人に商業チャンスを与えるための貸店舗として半額としました。

また、3階のホール使用料金についても、広く市民の皆さんに使っていただけるように低く設定。公共的・公益的に使用する場合は、一部減免もあります。

3階ホールの使用申し込みは、シティホテル美濃加茂（☎0122）で手続きができます。

シティプラザ美濃加茂 出店者募集

施工期間 約261日
施工費 約123万円

シティプラザ美濃加茂の1階と2階を商業テナント施設、商業インキュベータ施設（新規開業向け貸店舗）として、出店を希望する人に貸します。

◆募集内容
下記の表と平面図を参照

◆募集期間
1月18日（月）から
2月10日（水）まで

◆出店時期
3月1日

◆出店期間
テナント施設 5年
インキュベータ施設 2年
（最長4年まで）

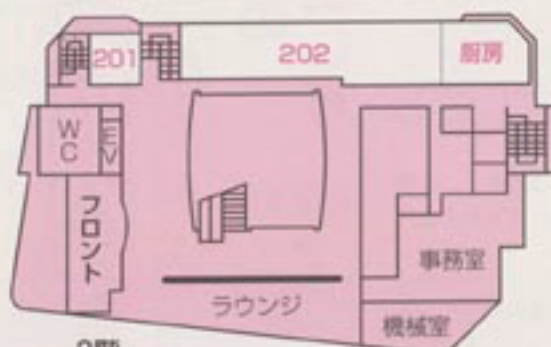
◆出店者の決定
申し込みのあったなかから、内容を審査・決定し、通知します。

◆申込み
市商工観光または商工会議所にある所定の申請書に必要事項を記入のうえ、市商工観光へ

*敷金・礼金・保証金は不要。
ただし、使用料のほかに共益費が必要となります。



1階



2階

階	テナントNO.	店舗面積	使用料（月額）	業種の指定
1階	101	65平方メートル（19.7坪）	117,000円	洋服和・洋菓子 写真・カメラ 旅行業 レコード店 花屋
	102	41平方メートル（12.4坪）	73,800円	
	103	50平方メートル（15.1坪）	90,000円	インキュベータ施設 その他物品販売
	104	13平方メートル（3.9坪）	30,420円	
2階	104(B)	16平方メートル（4.8坪）	37,440円	
	201	20平方メートル（6.0坪）	39,000円	美容室
	202	184平方メートル（55.7坪）	176,400円	日本料理 西洋料理

わたしたちの生活から出たごみ処理している「可茂衛生施設利用組合」では、可児市塩河地区に新しいごみ処理施設「管ゆりクリーンパーク(仮称)」を建設中で、平成11年4月から本格稼働します。この施設には、再資源化を図る「リサイクルプラザ」も新たに建設されることもあり、施設にあった収集方法について管内(2市8町1村)で検討してきました。

現在、「可燃物」「不燃物(金属類・ガラス類)」「ガレキ類」「廃乾電池」に分けて出しています。

このうち、再生利用が可能なものを分別することにより、『リサイクルの推進』と『ごみの減量化』を目指したい、と考えていますので、皆さまのご協力をよろしくお願いします。



「ごみ」から「再利用」へ

リサイクル

ビッドからあふれんばかりのごみ。▶
この中にも再利用できるものがあるのでは?

資源物

- ・飲食用缶
- ・飲食用ビン



指定の袋で集めます

- ・中身を空にして、水洗いをしてください。
- ・せんやキャップは必ずはずし、ビニール製は「可燃物」、金属製は「不燃物」で出してください。
- ・食品用以外の缶・ビンはいれなくて「不燃物」として出してください。
- ・アルミ缶はPTA等の資源回収に出しましょう。

資源物

- ・ペットボトル
- ・食品用トレイ
- ・発泡スチロール



専用の回収ネットを設置して集めます

- ・袋に入れず裸のまま出してください。
- ・中身を空にして、水で洗ってください。
- ・ふた・キャップ等、外せるものは取ってください。
- ・魚や肉や惣菜などに使われている発泡スチロール製トレイが対象で色付きでもかまいません。
- ・荷造り用の発泡スチロールも対象になります。ただし、事業で使われるものは対象外です。

平成11年4月からの

出し方

6区分
・
12分別

生活環境課 内306

ごみの分別収集

にご協力を!

廃棄物の処理における 主な法律について

経済の発展に伴う大量生産・大量消費は、生活様式の多様化と利便性の向上をもたらしました。

国では、平成6年に環境基本法に基づく「環境基本計画」が策定され、環境負荷の少ない循環型社会への転換に向けてリサイクルの必要性が大きく位置づけられました。

これを受けて、平成9年に一部施行されました「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称・容器包装リサイクル法）」は、ごみの中で、容積の約6割を占める缶・ビン、ペットボトルなどの容器や包装に使われた廃棄物を、

消費者は分別排出し、
市町村は分別収集し、

関係事業者（メーカーや小売業者など）は再資源化すること

と、それぞれが役割分担すること、リサイクルを進めていこうとする法律です。

また、平成12年以降には次の品目を分別収集することになっています。

- ・段ボール製の容器包装（段ボール箱）
- ・紙製の容器包装（紙箱、紙袋、包装紙など）
- ・ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（化粧品の塩ビボトル、レジ袋、ラップフィルムなど）

ごみの出し方について、大きく変わる点は、
①資源として再生利用できるものは、別に出していただくこと
②不燃物について、新たに収集袋を作成し、袋で出していただくこと
③収集用の袋に入らないものを「粗大ごみ」として、収集を始めること
各市区において、分別収集の説明会を開催いたします。ぜひご出席の上、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

粗大ごみ

・「可燃物」「不燃物」
の袋に入らないもの



1品に1枚シールを貼ってください

- ・原則150×80×60 (cm) までの大きさのものは、これまでの不燃物ステーションへ。
- ・原則150×80×60 (cm) を超え、230×130×80 (cm) までの大きさのものは、市が許可する業者に引き取りを依頼してください。
- ・230×130×80 (cm) を超えるものは細かく切断して出していただくか、市が許可する業者に引き取りを依頼してください。

ガレキ類

エフを付けてだしてください。



- ・袋または箱に入れエフを付けて出してください。
- ・石や砂、土などは出さないでください。
- ・大量に出す場合は、市役所または連絡所で申請書に必要事項を記入し、直接「山之上処分場」へ搬入してください。

特別ごみ

・廃乾電池
・蛍光灯
・体温計



- ・廃乾電池は、市内の公共施設にある廃乾電池専用の回収ボックスに入れてください。
- ・蛍光灯・体温計は、市役所・各連絡所に設置する回収ボックスに入れてください。
- ・回収ボックスに入れる際は、割れないよう注意してください。

収集できないもの

- ・モーター、エンジンのついているもの（原動付自動車、自動二輪車など）
- ・爆発する恐れのあるもの（ガスボンベ、消火器、塗料など）
- ・銅塊、鉄板製マンホール、耐火金庫、ワイヤーロープ、ピアノ線など
- ・浴槽（ホーロー、ポリエチレン製）
- ・引越などにより一度に大量に出るごみ（購入先や回収業者に引き取ってもらうください。）



可燃物

・生ごみ・紙くず
・プラスチック製品
・木くず
等の燃えるもの



指定の袋で集めます

- ・水分をよく切ってから袋に入れてください。
- ・木くず・枝などは、長さ70cm、直径3cm以下にしてください。
- ・布団・じゅうたん等は、30cm位までに細かく切断すれば可燃袋で出せます。
- ・新聞・雑誌・ダンボール・古布はPTA等の資源回収に出しましょう。

不燃物

・金属類
・ガラス類



指定の袋で集めます

- ・ナベ・ヤカン・小型家電製品等飲食用以外のものは「金属類」
- ・コップ・灰皿・化粧品のビン等飲食用以外のものは「ガラス類」
- ・スプレー缶は、火気の無い所で穴を開けてください。
- ・大きいものでも、袋に入る大きさまでに細かくすれば袋で出せます。

指定袋を使って ごみを出すときの注意

- ・袋の口元をしっかりと縛ってから出してください。
- ・自治会名、氏名を必ず記入してください。
- ・それぞれ指定されたものを以外を混入しないでください。



ごみのポイ捨て

お

断

り

ペットのふん害

市では4月1日から「美濃加茂市ポイ捨て等防止条例」を施行します。

条例制定の目的

この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱および飼犬等のふん害を防止することによって、環境美化を促進し、「清潔で美しいまち・美濃加茂市」を目指すためのものです。

市では、空き缶等や飼犬等のふんの散乱を防止するため、看板の設置やポスターの掲示などで啓発を行っています。皆さんのご協力をお願いします。

条例で規制されること

- ・空き缶や空きビン、タバコの吸い殻などをポイ捨てしないこと。
- ・自動販売機設置者は、空き缶等の回収用の容器を設置し、適正に管理すること。

空き缶等…空き缶、空きビン、たばこの吸い殻、チューイングガムなど、捨てられることによって、散乱の原因となるものです。

皆さんへのお願い

- ・市民の皆さんは…
- ・空き缶等のごみは、家に持ち帰りましょう。

- ・自主的に清掃活動を行い、地域の環境美化に努めましょう。
- ・事業者の方は…

- ・事業活動によって出たごみが散乱しないようにしましょう。
- ・事業所や事業活動する地域の清掃活動に努めましょう。

土地を所有・占有する方は…

- ・土地の清掃を行い、空き缶等を散乱させないように努めましょう。
- ・犬・猫の飼い主は…
- ・犬猫のふん害を防止しましょう。

理すること。

- ・ビラ、チラシ等を配布した者は、散乱した物を回収すること。
- ・催しを行った者は、散乱した空き缶等のごみを回収すること。
- ・飼犬・猫を連れて歩く時は、ふんを回収する容器を持つなどし、ふんをしたときは回収すること。
- ・守られない場合は、書面による「警告」「命令」を行い、悪質な場合は、氏名等の「公表」を行います。

「環境美化推進員」の設置について

地域における空き缶等の散乱や公共の場所でのふん害を防止するために啓発活動や巡回活動にご協力いただける「環境美化推進員」を市民の中からお願いしたいと考えています。この条例は「ごみを捨てない、捨てさせない、汚さない、人づくりのためのもの」です。

皆さん、一丸となって清潔で美しいまちづくりのためにご協力をお願いします。

生活環境課 内306

家庭では、プラスチック類を燃やさないようにしましょう。

ビニール類やプラスチック類は、燃やすことによって煙や悪臭が発生し、その周辺に迷惑がかかります。

特に、卵パックやビニール袋等の材料になっている「ポリ塩化ビニール」は、毒性の強い「ダイオキシン類」の発生の原因と言われています。

「ダイオキシン類」を発生させないためには、「8百度以上の高温で燃焼すること」が大切と言われ、家庭での燃焼ではほとんど不可能です。

ご家庭や事業所では、ビニール類やプラスチック類を絶対燃やさず可燃物として出してください。

給与所得者の所得税還付申告を受け付けます。

と き 2月9日(火)・10日(水)・12日(金)
午前…9時30分～正午
午後…1時～4時

ところ 文化会館3階第1展示室

毎年確定申告の期間中は受付会場が混雑します。そこで、給与所得者の平成10年分所得税の還付申告について、確定申告期間の前から受け付けを始めます。あてはまる人はぜひご来場ください。

所得税の還付を受けることができるのは、所得税が源泉徴収されている人で、主に次のような場合です。

①住宅取得等特別控除

借入金などによって、マイホームを新築・購入・増改築などをしたとき、一定の要件にあてはまれば、入居した年から6年間、住宅取得等特別控除を受けることができます。

◇必要な書類

- ・住宅の登記簿謄(抄)本などで、取得年月日、床面積がわかる書類
- ・工事請負契約書、売買契約書などで工事請負代金または家賃分の取得価額を明らかにする書類
- ・住民票の写し(同じ敷地での建て替えや増改築などは居住証明が必要)
- ・住宅取得資金に関する借入金の年末残高証明書
- ・増改築などの場合は、さらに建築値

認通知書の写し、または検査済書の写し、あるいは建築士による増改築等工事証明書

- ※計算方法などは[表1]を参考に。
- ※中古住宅購入の場合は、手続きが少し異なります。お問い合わせください。

②医療費控除

昨年、自分または自分と生計を同じくしている親族の医療費を支払ったとき、[表2]で計算した金額が医療費控除の対象になります。

◇対象になる主な医療費

- ・医師、歯科医師による診療代、治療代
- ・通院費用や入院費用
- ・治療などに必要な医薬品の購入費

◇必要な書類

- ・医療費の領収書(集計してください)
- ・保険などから補てんされた金額を証明する書類

③年末調整で所得控除の申告もれがある人

◇必要な書類

必要なもの

- ★印鑑(朱肉を使うもの)
- ★給与または退職所得の源泉徴収票
- ★控除を受けるために必要な書類
- ★振込先として希望する、申告者本人名義の預金口座番号がわかるもの

所得控除を証明する書類

④昨年退職してその後は就職しなかったため、年末調整をしていない人、または退職所得から所得税が源泉徴収されている人

◇必要な書類

所得控除を証明する書類

⑤雑損控除

風水害などにより住宅や家財などに損害を受けたとき、[表3]で計算した金額が雑損控除の対象になります。

◇必要な書類

- ・災害関連支出の領収書

⑥その他

配当控除、寄付金控除などを受ける人

◇必要な書類

所得控除を証明する書類

問い合わせ

関税務署 ☎0575-22233
税務課市民税係 ☎内213-214
申告受付会場(直通) ☎3442

表1: 住宅取得等特別控除の控除額計算方法など

住宅に住み始めた日	控 除 額	期間	所得要件	床面積要件
平成10年1月1日から12月31日まで	$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得などの} \\ \text{ための借入金などの} \\ \text{年末残高(以下} \\ \text{借入残高という)} \\ \text{のうち、1,000万円} \\ \text{以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{借入残高のうち} \\ \text{1,000万円を超え} \\ \text{2,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% + \left[\begin{array}{l} \text{借入残高のうち} \\ \text{2,000万円を超え} \\ \text{3,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高35万円)	6年	3,000万円以下	50平方メートル以上240平方メートル以下。ただし、増改築などについては後の床面積の合計が50平方メートル以上
住宅に住み始めて4年目から6年目まで	$\left[\begin{array}{l} \text{借入残高のうち} \\ \text{2,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% + \left[\begin{array}{l} \text{借入残高のうち} \\ \text{2,000万円を超え} \\ \text{3,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高25万円)			

表2: 医療費控除の控除額計算方法

$$\text{支払った医療費の額} - \text{保険金などで補てんされる額} - \text{10万円と総所得額の5\%とのいずれか少ない金額} = \text{控除額 (最高200万円)}$$

表3: 雑損控除の控除額計算方法など

損失額	控 除 額
損失の内容	限度額
昨年の損失の金額のうち、災害関連支出がない場合、または5万円以下の場合	総所得金額など $\times 1/10$
昨年の損失の金額のうち、5万円を超える災害関連支出がある場合	次のうちいずれか少ない金額 ①損失の金額-5万円を超える災害関連支出額 ②総所得金額など $\times 1/10$
昨年の損失の金額が、すべて災害関連支出である場合	次のうちいずれか少ない金額 ①5万円 ②総所得金額など $\times 1/10$

催し

ボランティアについて考えよう ボランティア講演会

社会福祉協議会 029-611-1111

超高齢化社会を迎えようとする
今、住民参加の福祉のまちづ
くりやボランティアのあり方につ
いて一緒に考えませんか。

◇とき 1月31日(日)

午前10時30分～正午

◇ところ 総合福祉会館

◇講演

「やさしい社会・冷たい社会」
講師：渡辺哲雄さん(中日新聞
連載「老いの風景」を執筆中)

◇参加費 無料

人間にとって命は命

口腔保健講演会

加茂口腔保健協議会事務局

029-271-19

◇とき 2月4日(木)

午後1時～3時30分

◇ところ 総合福祉会館

◇講演

「素敵な笑顔」
講師：松村康正さん(加茂
歯科医師会理事)

「生涯を通じた歯科保健」

講師：松村康正さん(岐阜
県歯科医師会理事)

◇受講料 無料

料理の楽しさを男性にも

男の料理教室

保健センター 029-388-8

食生活と健康には、密接な関
係があります。自分自身の健康
を、料理とおして見つめ直し
てみませんか。

◇とき 1月27日(水)

午前10時～

◇ところ 中央公民館調理室

◇対象者 市内在住の男性

◇定員 20人(先着順)

◇参加費 2,000円

◇持ち物 エプロン、三角巾、

ふきん3枚

◇申込み 1月21日(木)まで

に保健センターへ

ぜひご来場ください

技能祭

美濃加茂高等技能専門学校

029-242-3

◇とき 1月30日(土)

午前9時～11時30分

◇ところ 美濃加茂高等技能専
門校(蜂屋町)

◇内容 実習作品の展示・販
売、施設などの公開、チャリ
ティバザーなど

めざせ「通商」

99就職フェア in 美濃加茂

美濃加茂公共職業安定所

029-217-8

長引く景気低迷のなか、再就
職希望のみなさんと企業が一堂
に集まる面接相談会を行います。

◇とき 2月10日(水)

午後1時～

◇ところ プラザちゅうたい

学ぶ楽しさ、実感!!

第2回生涯学習フェスティバル

生涯学習課
029-4141

ゆたかさのある暮らし、生きがいのあるく
らしは、生涯学習から始まります。中央公民
館が生涯学習に彩られる3日間、あなたも、
その楽しさにふれてみませんか。

生涯学習展

◇とき 2月12日(金)～14日(日)
午前9時～午後6時
(14日は午後4時まで)

◇ところ 中央公民館全館

体験交流

生涯学習講座のみなさんと、作品づくりな
どが体験できます。

◇とき 2月14日(日)
午前9時～午後4時

◇ところ 中央公民館

◇参加費 無料

みのかも女性フォーラム

◇とき 2月13日(土)
午後1時～3時30分

◇ところ 中央公民館集客室

◇テーマ

- (1) 女性の目からみた「みのかも」
- (2) 女性として活動に参加して
- (3) 男女が共につくる豊かな社会

◇実践事例発表

- ①子育て活動から
 - ②文化活動から
 - ③まちづくりから
 - ④福祉介護から
- ・コーディネーター
高橋ますみさん(三重大学客員教授)

◇参加費 無料

*参加希望の人は、当日会場へ。

市役所 029-211
文化会館 029-110
中央公民館 029-414
中央図書館 029-731
東図書館 029-300
総合福祉会館 029-611
保健センター 029-414

学習ボランティアによる 第4土曜日映画会

入場
無料



赤い靴をはいた猫 長靴をはいた猫
ゆうかんな十人のきょうだい

とき 1月23日
午前10時～11時
ところ 中央公民館視聴覚室
視聴覚協議会（生涯学習課）
TEL 4141

図書館
インフォメーション

本の森

中央図書館 TEL 7316
東図書館 TEL 3001

2月の休館日

中央図書館…毎週月曜日、2日（火）、21日（日）
東図書館…毎週金曜日、2日（火）、21日（日）
おはなしランド

◇とき 毎週土曜日 午後2時30分～3時
◇ところ 中央図書館集会室

にじのおはなし広場

◇とき 毎週土曜日 午後2時～2時30分
◇ところ 東図書館おはなしの部屋

移動図書館	地区	月日	巡回場所	時間
そよかぜ号の巡回	山之上 蜂屋 伊深	9日（火）	山之上連絡所	14:00～14:30
			蜂屋連絡所	14:45～15:15
			伊深連絡所	15:30～16:00
	加茂野	10日（水）	駅前公民館	14:00～14:30
			ナピタウン集会所	14:45～15:15
			加茂野連絡所	15:30～16:00
			下甘屋公民館	14:00～14:30
	三和	18日（木）	上水無瀬	14:45～15:15
			三和連絡所	15:30～16:00
			牧野公民館	14:00～14:30
	下米田	12日（金）	むかしナピタウン	14:45～15:15
			下米田連絡所	15:30～16:00

開館時間 中央図書館・東図書館
午前10時～午後6時
ただし、土曜日・日曜日・祝祭日は、午後5時まで

第9回市民ソフト バレーボール大会

ブラザちゅうたい TEL 32241

◇とき 2月14日（日）

◇ところ ブラザちゅうたいほか

◇競技種別 女子の部、男女混合1部、男女混合2部

◇参加資格 市内に在住する20歳以上の人（学生を除く）

◇チーム編成 監督1人、選手6人以上8人以内（ただし、監督が選手を兼ねる場合は選手として登録が必要）

◇申込み ブラザちゅうたい、

各連絡所にある所定の申込書に記入のうえ、1月26日（火）までにブラザちゅうたい、または各連絡所へ

◇代表者会議・審判講習会 2月3日（水）午後7時から

ブラザちゅうたいで開催

環境

リサイクルを進めよう
資源回収

生活環境課 TEL 3006

◇加茂野小PTA・同校下

1月31日（日）午前8時～
（雨天…一週間延期）
＊新聞紙・雑誌・古布・アルミ缶・牛乳パック・ビン類・ダンボール・古本。

あなたの善意に
感謝します。
敬称略

◇寄付金

カヤバ工業岐阜労働組合

◇寄付物品

美濃加茂ロータリークラブ

赤色回転灯 2基

財団法人障害者福祉協会美濃加茂支部

◇寄付品

934枚

市職員募集＜学芸員（考古学）＞

秘書課 TEL 238

★採用予定人員・受験資格など

試験区分	試験科目	資格	年齢
学芸員（考古学）	上級	1人	大学卒業（見込）程度 昭和38年4月28日以前に取得した 程度の学力を有する人 年4月1日までに生れた人

＊対象は、学芸員の資格がある人、または今年3月までに資格取得見込みの人で、大学・学会等に考古学分野の論文を提出した人。

★一次試験

◇とき 2月14日（日）午前8時30分～午後3時
◇ところ 文化会館

★二次試験

◇とき 3月上旬（予定）
◇ところ 市役所（予定）

★申し込み

◇申込書 1月18日（月）から秘書課でお渡しします
◇必要書類

- ①申込書（必要事項を自筆で記入のこと）
- ②受験者本人の住民票…1通
- ③受験者本人の顔写真…2枚（縦5.5cm×横4.5cm）
- ④受験者本人の論文など

◇受付期間

1月18日（月）～2月5日（金）午前8時30分～午後5時
＊土曜日・日曜日を除く。

◇提出場所 美濃加茂市総務部秘書課（本庁舎2階）

がんばった人に



敬称略

消防庁長官表彰

退職消防団員報償(銀杯) 後藤和典

(三和)

岐阜県知事表彰

退職消防団員報償 河村太郎(太田)、美濃輪好文(蜂屋、市原昭徳(三和)、土屋直行(下米田)、佐合鋭司(下米田)、柴田宮生(三和)、長沼一輝(伊深)

勤続功勞章 天池 豊(副団長)

功勞章 間宮久雄(加茂野)

岐阜県消防協会会長表彰

勤勞章 天池 豊(福園長、馬淵欣児・櫻橋 学・渡辺彰人(音楽隊)

功績章 森田博文(加茂野)、斎木龍介(古井)、酒向博英(山之上)、佐光修治(太田)、渡辺久司(伊深)、朝日克人(三和)、岩井剛志(下米田)、牧田秀順(音楽隊)、小森利幸(伊深)

可成興事務所長表彰

功勞章 森田博文(加茂野)、酒向博英(山之上)、佐光修治(太田)、渡辺久司(伊深)、朝日克人(三和)、岩井剛志(下米田)、牧田秀順(音楽隊)、小森利幸(伊深)

功績章 福富直義(音楽隊)、加藤英樹(蜂屋)、野口貴光(太田)、九野毅(古井)、山田尚樹(蜂屋)、田中弘(下米田)、大沢哲則(太田)、渡辺徹(古井)

美濃加茂市長表彰

勤続章(20年) 小川恒雄(団長)

美濃加茂市長表彰

功績章(10年) 深見高光(副団長)、朝日克人、高野正廣(三和)、佐賀浩(古井)、山田正樹(山之上)、河村和人、大矢純明(伊深)

功績章(5年) 野口貴光、大沢哲則、石井孝弘、井戸 武、長尾正一、山田城次、竹内徳広(太田)、九野毅、渡辺 徹、日下部達也(古井)、西田裕幸、加藤昌広(山之上)、山田尚樹、酒向孝生、村井 巧(蜂屋)、溝口賢治、岸 薫司、山口英夫(加茂野)、朝日盛夫(三和)、田中 弘、渡辺久倫、渡辺聡伸(下米田)、山口浩一、林 英樹、山口裕子、大矢享佳(音楽隊)

消防協力者表彰 新池三目自治会自主防災組織(古井)、酒向文夫、尾川 勇(三和)

優良分団表彰 第8分団(下米田)表彰章(3年) 45人

美濃加茂市長表彰

功績章(10年) 深見高光(副団長)、朝日克人、高野正廣(三和)、佐賀浩(古井)、山田正樹(山之上)、河村和人、大矢純明(伊深)

功績章(5年) 野口貴光、大沢哲則、石井孝弘、井戸 武、長尾正一、山田城次、竹内徳広(太田)、九野毅、渡辺 徹、日下部達也(古井)、西田裕幸、加藤昌広(山之上)、山田尚樹、酒向孝生、村井 巧(蜂屋)、溝口賢治、岸 薫司、山口英夫(加茂野)、朝日盛夫(三和)、田中 弘、渡辺久倫、渡辺聡伸(下米田)、山口浩一、林 英樹、山口裕子、大矢享佳(音楽隊)

消防協力者表彰 新池三目自治会自主防災組織(古井)、酒向文夫、尾川 勇(三和)

優良分団表彰 第8分団(下米田)表彰章(3年) 45人

美濃加茂市長表彰

功績章(10年) 深見高光(副団長)、朝日克人、高野正廣(三和)、佐賀浩(古井)、山田正樹(山之上)、河村和人、大矢純明(伊深)

功績章(5年) 野口貴光、大沢哲則、石井孝弘、井戸 武、長尾正一、山田城次、竹内徳広(太田)、九野毅、渡辺 徹、日下部達也(古井)、西田裕幸、加藤昌広(山之上)、山田尚樹、酒向孝生、村井 巧(蜂屋)、溝口賢治、岸 薫司、山口英夫(加茂野)、朝日盛夫(三和)、田中 弘、渡辺久倫、渡辺聡伸(下米田)、山口浩一、林 英樹、山口裕子、大矢享佳(音楽隊)

消防協力者表彰 新池三目自治会自主防災組織(古井)、酒向文夫、尾川 勇(三和)



▲一斉放水(ライン公園にて)

台風に乗じた
修繕商法に
ご注意!



消費生活相談情報
県事務所総務課 ☎3111

こんなことが

9月の台風の被害は各家庭でも多くありました。この台風の被害に便乗した住宅の修繕に関する相談が消費生活センターに多く寄せられました。相談の内容は、業者がかわらぬ飛んだり壁にひびが入って困っている家を訪問し、過大な損傷をうたい文句に高額な工事・修理の契約を勧めるものです。

台風の影響で雨漏りが気になっていたところ、屋根工事業者の訪問を受けました。屋根に登って、「かわらが飛んでしまっているから雨漏りは当然。すぐにふきかえないと大変なことになりますよ」「壁もひびが入って雨が染みこむから塗り替えなさいといけませんよ」と言われ、不安になってしまいました。すぐに、屋根をビニールシートで覆ってくれたので断りづらくなり、契約することになりました。工事代金を聞くと総額6

ご注意ください

30万円とあまりにも高額で、銀行の融資や住宅金融公庫を検討したいので待って欲しいと言いましたが、「今契約しないとこの価格ではできない」「ローンのことは私たちに任せてください」と強引に勧められ、契約書に署名・押印しました。解約できるでしょうか。

訪問販売を受けての契約なので、「訪問販売等に関する法律(訪問法)」により契約後8日間以内ならクーリング・オフで無条件解除できることを伝え、書面での手続きなどを指導した結果、解約ができました。

*ポイント

- 1 「家屋の修繕又は改良」は訪問法の指定商品なので訪問販売法の適用を受け、クーリング・オフができます。
- 2 「訪問法、クーリング・オフの効果」申込みの撤回は書面を発した日に効力を生ずる。
- 3 工事施工後であっても、損害賠償または違約金を支払わなくてもよい。
- 4 工事施工後であっても、無償で元の状態に戻してもらえます。
- 5 頭金など支払った後でも、頭金は返還してもらえます。

*消費者へのアドバイス
住宅の増改築や補修・営繕工事などは高額なため、複数の業者から見積書を取り、十分考えてから契約するようにしましょう。

こうした台風などの被害があった後には、被災者の弱みにつけ込んだ商法が行われることがありますのでご注意ください。